令和８年度大阪年末無災害運動実施要綱

大阪労働局・管下労働基準監督署

1　趣　　旨

大阪労働局管内において、本年 10 月末日現在、労働災害により亡くなられた方は 17 人（前年同期比 12 人減）ですが、９月末現在の死傷者は 6,103 人（前年同期比 9.4%増）と大幅な増加となっております。

本来あってはならない死亡災害を発生させないことは最重要課題であるとともに、第 14 次労働災害防止推進計画の４年目の年となる令和８年において、年末の死傷災害の増加に歯止めをかけることは、同計画の目標達成の上で極めて重要となっています。

そのため、大阪労働局及び管下労働基準監督署では、自主的な安全衛生活動を活性化していく「大阪発・新４S 運動」を推進しており、年末を迎えるに当たり、働く方々が誰一人ケガをすることなく明るい新年を迎えられるよう、現場や作業の実態と関わる危なさを把握し、事業者が守るべき「基本」を決め、労働者が定められた基本動作を守るという「基本的な管理」を日々実践していくことを提唱し、「令和８年度大阪年末無災害運動」を実施します。

2　実 施 期 間 ：　令和８年 12 月１日　～　令和８年 12 月 31 日

3　主　唱　者 ：　大阪労働局及び管下労働基準監督署

4　協　賛　者 ：　㈳大阪労働基準連合会、各地区労働基準協会、中央労働災害防止協会近畿･大阪安全衛生総合サービスセンター、中央労働災害防止協会大阪安全衛生教育センター、建設業労働災害防止協会大阪府支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会大阪総支部、林業・木材製造業労働災害防止協会大阪府支部、(独)労働者健康安全機構大阪産業保健総合支援センター、㈠社日本ボイラ協会大阪支部、㈠社日本クレーン協会近畿支部、㈳建設荷役車両安全技術協会大阪府支部、㈠社日本労働安全衛生コンサルタント会大阪支部、㈶安全衛生技術試験協会近畿安全衛生技術センター

5　主唱者及び協賛者の実施事項

本運動の周知による管内事業場の安全衛生意識の啓発

6　事業場における実施事項

(1) 事業者の実施事項

○ 現場や作業の実態と関わる危なさの把握

○ 守るべき「基本」を決め労働者への徹底を図る

(2) 労働者の実施事項

○ 定められた基本の遵守

大阪発・新 4S 運動　～４つの活動に取り組もう！～

事業者の皆さま・守るべき「基本」を決めていますか？（例）

- 整理整頓のための収納場所を決めていますか？
- 作業に応じた服装や保護具を決めていますか？
- 作業手順を決めていますか？

  臨機応変な対応を求めるのは、「基本」を決めた上でのことです。
- 安全な通路を決めていますか？
- 階段に手すりを設置していますか？
- 機械装置の異常時に「止める・呼ぶ・待つ」と決めていても

  ・どのボタンで止めるのか教育していますか？

  ・誰をどのように呼ぶか決めていますか？

  ・どのように待つか決めていますか？
- 機械の掃除、注油、修理、点検等の手順を決めていますか？
- あらかじめ作業計画を決め、関係者に周知していますか？

労働者の皆さま・基本動作は守られていますか？（例）

- 整理整頓をしましょう。
- 決められた服装や保護具を身につけて作業しましょう。
- 決められた作業手順を守りましょう。
- 決められた通路を歩きましょう。
- 階段では手すりを持ちましょう。
- 機械装置に異常があれば、「止める・呼ぶ・待つ」を励行しましょう。
- 機械の掃除、注油、修理、点検等では、機械を停止しましょう。
- 作業計画を変更しなければならないときは、判断を仰ぎましょう。

本来の「管理」を考えましょう

- 守るべき「基本」を決めるためには、現場や作業の実態と、関わる危なさを把握することが必要不可欠です。危なさの度合いに応じて対応を決め「基本」をしっかりと定めましょう。
- 「基本」を決め、守らせるのは事業者の役割、定められた基本動作を守るのは労働者の役割です。労働者に任せた安全衛生「活動」から、事業者の行う安全衛生「管理」へ。

大阪労働局、管下労働基準監督署は、本来の「管理」に立ち戻ることを提唱しています。

リスク評価推進活動　安全Study活動
安全見える化活動　命綱ＧＯ活動

詳細はこちら⇒